

委託契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託業務名

医療用個人防護具流通在庫備蓄管理業務

（2）委託業務の内容

別添「医療用個人防護具流通在庫備蓄管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託契約期間）

第3条 委託契約期間は、令和9年2月1日から令和11年9月30日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金〇〇〇〇円とする（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇円）。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

3 第1項に規定する委託料の内訳は別表のとおりとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第7条 甲は、契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託契約期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の完了報告)

第8条 乙は、4月を始期とした四半期ごとに委託業務完了報告書を、甲に提出する。ただし、令和8年度中の業務は、令和9年3月31日までの委託業務完了報告書を甲に提出する。

(検査等)

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、別表に基づき甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施工令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、

徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 契約条項に違反したとき。
- (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(長期継続契約における契約の解除)

第17条 契約締結日の翌年度以降においてこの契約に係る甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、甲はこの契約の全部又は一部を解除

できるものとする。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(管轄裁判所)

第 18 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純 印

乙 ○○○○

(別表) 委託料内訳

年度	期間	委託料
令和 8 年度	令和 9 年 2 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	〇〇〇〇円
令和 9 年度	第一四半期	〇〇〇〇円
	第二四半期	〇〇〇〇円
	第三四半期	〇〇〇〇円
	第四四半期	〇〇〇〇円
令和 10 年度	第一四半期	〇〇〇〇円
	第二四半期	〇〇〇〇円
	第三四半期	〇〇〇〇円
	第四四半期	〇〇〇〇円
令和 11 年度	第一四半期	〇〇〇〇円
	第二四半期	〇〇〇〇円

第一四半期・・・4月1日から6月30日まで

第二四半期・・・7月1日から9月30日まで

第三四半期・・・10月1日から12月31日まで

第四四半期・・・1月1日から3月31日まで